

輸出入申告官署自由化に伴う貿易統計における計上官署について

平素から、大阪税関貿易統計資料をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、輸出入申告官署自由化に伴って貿易統計の計上方法に変更がありましたのでお知らせ致します。

従来、貿易統計の作成にあたっては、申告官署をベースとした統計計上を行っていましたが、「輸出入申告官署の自由化」(10月8日施行)に伴って、自由化後の貿易統計の取り扱いについては、蔵置官署をベースとした統計計上、集計・公表を行うこととなります。

(参考)

輸出入申告官署の自由化 (制度の概要)

- 輸出入申告官署の自由化とは、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外の官署に輸出入申告を行うことができる制度です。
- 全ての輸出入申告が、自由化を利用した申告となるわけではありません。「輸出入者」か「通関業者」のいずれか一方がAEO事業者である場合に、自由化申告を行うことが可能となります。

【自由化説明会資料より引用】

